

昭和三十年厚生省令第二十三号

歯科技工士法施行規則

歯科技工法（昭和三十年法律第百六十八号）第七条第三項、第十六条、第十八条、第二十一条第一項及び附則第二条第二項並びに歯科技工法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第一条、第二条第五号及び第十条の規定に基き、並びにこれらの法令を実施するため、歯科技工法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 免許（第一条—第五条）

試験（第六条—第十二条の二）

指示書及び歯科技工所（第十二条—第十四条）

第四章 雜則（第十五条）

附則

第一章 免許

（法第四条第一号の厚生労働省令で定める者）

第一条 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）。以下「法」という。第四条第一号の厚生労働省令で定める者は、視覚又は精神の機能の障害により歯科技工士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（障害を補う手段等の考慮）

第一条の二 厚生労働大臣は、歯科技工士免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認めの場合において、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。（免許の申請手続）

第一条の三 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）。以下「令」という。第一条の二（令第七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科技工士の免許の申請書は、様式第一号によるものとする。

第二条 令第七条の二（令第七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

一 歯科技工士国家試験（以下「試験」という。）の合格証書の写又は合格證明書

二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第四条の二第二項において同じ。）

（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二第二項において同じ。）

三 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん若しくは大麻の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

3 第一項の申請書に合格した試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、前項第一号の書類の添付を省略することができる。（登録事項）

第二条 令第二条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる事項以外で、歯科技工士名簿（以下「名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。

一 再免許の場合は、その旨
二 歯科技工士免許証（以下「免許証」という。）若しくは歯科技工士免許証明書（以下「免許証明書」という。）を書換え交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日

三 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

（名簿の訂正の申請手続）

第三条 令第三条第二項（令第七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の名簿の訂正の申請書は、様式第一号の二によるものとする。

前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条第二項において同じ。）及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。（免許証及び免許証明書の書換え交付申請）

第四条 令第五条第二項の免許証の書換え交付の申請書は、様式第一号の二によるものとする。

前項の申請書には、免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証及び免許証明書の再交付申請）

第四条の二 令第六条第二項の免許証の再交付の申請書及び令第七条の二の規定により読み替えて適用する令第六条第二項の免許証の再交付の申請書には、様式第二号によるものとする。

前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えなければならない。

前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。ただし、令第六条第三項（令第七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の手数料の額は、三千百円とする。

（登録免許税及び手数料の納付）

第四条の三 第一条の三第一項又は第三条第一項の申請書には、登録免許税の領收証書又は登録免

許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

前項第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。ただし、

法第九条の二第一項に規定する指定登録機関が歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務を行う場合にあつては、この限りでない。

（届出等）

第五条 法第六条第三項の厚生労働省令で定める二年ごとの年は、昭和五十七年を初年とする同年以後の二年ごとの各年とする。

2 法第六条第三項の規定による届出事項は、次のとおりとする。

一 氏名、年令及び性別

二 住所

三 歯科技工士名簿登録番号及び登録年月日

四 業務に従事する場所の所在地及び名称

前項の届出は、様式第三号によらなければならない。

第二章 試験

（試験の公告）

第六条 試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期間は、あらかじめ、官報で公告するものとする。

第六条の二 法第十四条第三項の規定による厚生労働大臣の認定を受けようとする者は、申請書に、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書面その他の必要な書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

(受験の手続)
第七条 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 法第十四条第一号又は第二号に該当する者であるときは、卒業証明書

二 法第十四条第三号に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

三 法第十四条第四号に該当する者であるときは、同号に規定する厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類

四 写真（出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面に

シギ

の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

2 前項の受験願書は様式第四号によるものとする。
 (試験の科目)

第八条 試験の科目は、次のとおりとする。

学説試験
 歯科理工学

歯の解剖
 頸口腔機能学

有床義歯工学
 歯冠修復技工学

矯正歯科技工学
 小児歯科技工学

関係法規
 実地試験

歯科技工実技
 (合格証書)

第九条 厚生労働大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(合格証明書の交付及び手数料)

第十条 試験に合格した者は、厚生労働大臣に合格証明書の交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、手数料として二千九百五十円を国に納めなければならない。

(手数料の納入方法)

第十一条 第七条第一項又は前条第一項の出願又は申請をする場合には、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならない。

(規定の適用等)

第十二条の二 法第十五条の三第一項に規定する指定試験機関（以下この条において「指定試験機関」という。）が試験の実施に関する事務を行う場合における第七条第一項、第九条及び第十条の規定の適用については、第七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは、「法第十五条の三第一項に規定する指定試験機関（第九条及び第十条において「指定試験機関」という。）」と、第九条及び第十条中「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第十条第一項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第一项に規定する場合においては、前条の規定は適用しない。

第三章 指示書及び歯科技工所

第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。

一 患者の氏名	二 設計
三 作成の方法	四 使用材料
五 発行の年月日	六 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地
七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地	(届出事項)
八 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	九 開設の年月日
十 開設の場所	十一 名称
十一 管理者の住所及び氏名	十二 開設の年月日
十二 業務に従事する者の氏名並びに当該者が第四号に掲げる場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う場合は、その旨及び当該者の連絡先	十三 構造設備の概要及び平面図
十三 2 法第二十一条第一項後段の規定により届け出なければならない事項は、前項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項とする。	十四 (歯科技工所の構造設備基準)
十四 第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。	十五 一 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。
十五 二 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。	十六 三 手洗設備を有すること。
十六 四 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。	十七 五 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。
十七 六 照明及び換気が適切であること。	十八 七 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
十八 八 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。	十九 九 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
十九 十 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。	二十 十一 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
二十 十二 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。	二十一 十三 前項第一項第四号に掲げる場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じていること。

第十四条 法第二十七条第二項に規定する証明書は、様式第五号による。

第四章 雜則

(記録の作成及び保存)

第十五條 開設者は、指示書による歯科技工ごとに、その記録を作成して三年間これを保存するものとする。

附則 抄

(施行期日) **この省令は、法の施行の日（昭和三十一年十月十五日）から施行する。**

(経過規定) **法附則第二条第二項の規定による届出事項は、次の通りとする。**

一 氏名、年令及び性別

二 本籍及び住所

三 法附則第二条第二項の規定により届出をする者は、前項に掲げる事項を記載した届出書に、その者が法附則第二条第一項に規定する者に該当する者であることを証するに足る書類を添えなければならない。

四 都道府県知事は、名簿を作り、第二項の届出をした者について、その届出事項を記載し、その者に届出を受理した旨の証明書を交付するものとする。

五 法附則第二条第七項の規定により試験を受けようとする者は、受験願書に、第七条第一項第一号及び第五号に掲げる書類並びにその者が法附則第二条第三項に該当する者であることを証する書類を添えなければならない。

附則 (昭和三十三年五月八日厚生省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四一年八月一日厚生省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年一一月一日厚生省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四九年一二月五日厚生省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年三月三一日厚生省令第一〇号)

この省令の施行の際、指定又は承認を受けている歯科技工士養成所（以下「養成所」という。）を既に卒業した者又は養成所において現に歯科技工士として必要な知識及び技能を修習中の者の歯科技工士試験の科目については、この省令による改正後の歯科技工法施行規則第八条の規定にかかるず、昭和五十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則 (昭和五一年三月三一日厚生省令第一〇号)

この省令は、昭和五十一年四月十日から施行する。

この省令による改正後の歯科衛生士法施行規則第一号様式、第三号書式及び第四号書式、保健師助産師看護師法施行規則第一号様式、第二号様式及び第三号様式並びに歯科技工法施行規則様式第一号、様式第四号及び様式第五号の規定にかかるず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則 (昭和五六年五月二十五日厚生省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五七年三月二〇日厚生省令第八号)

(施行期日) **この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。**

附則 (昭和五七年九月一八日厚生省令第四四号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年三月一四日厚生省令第一〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。この省令による改正後の省令の規定にかかるず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附則 (平成三年三月一九日厚生省令第一〇号)

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附則 (平成三年三月二七日厚生省令第一五号)

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附則 (平成六年三月三〇日厚生省令第一九号)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則 (平成六年四月一日厚生省令第三〇号)

この省令は、平成六年四月三日から施行する。

附則 (平成六年七月一日厚生省令第四七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則 (平成八年三月一四日厚生省令第七号)

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

この省令の施行の際現に発行されている改正前の歯科技工士法施行規則第十二条に定める事項を記載した指示書は、改正後の歯科技工士法施行規則第十二条に定める事項を記載した指示書とみなす。

附則 (平成八年七月三日厚生省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成八年一二月二〇日厚生省令第六二号) 抄

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成九年一月一日厚生省令第二二号)

この省令による施行前のそれぞれの省令の規定によりされた申請、届出その他の手続は、附則第二項から前項までの規定に定めるものを除き、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた申請、届出その他の手續とみなす。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則 (平成九年三月二七日厚生省令第二五号)

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年一月一日厚生省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年三月三〇日厚生省令第五五号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月一三日厚生省令第一〇一号) 抄

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則 (平成一二年三月三〇日厚生省令第五五号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月一三日厚生省令第一〇一号) 抄

様式第一号(第一条の三関係)

記入登録番号	収入印紙欄 (収入印紙は消印しないでください)
不登録年月日	

歯科技工士免許申請書	受験地コード
平成年月日	歯科技工士国家試験合格受験地
令和年月日	受験番号

次の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

- 1 歯科医療又は歯科技工士の業務に關し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。
(有)無_____
- 2 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名)
(有)無_____
- 3 旧姓併記の希望の有無。
(有)無_____
- 4 過去に歯科技工士免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号)
(有)無_____

上記により歯科技工士免許を申請します。

年月日

本籍地コード
本籍
(国籍) 都道府県

技

電話番号 () 住所 〒 郡道府県

ふりがな (氏) (名)
氏名
(旧姓)
通称名性別
男
女

生年月日 昭和年月日 年月日 年月日 年月日

厚生労働大臣
指定登録機関代表者 殿

受付印

様式第一号の二(第三条、第四条関係)

記入登録番号	収入印紙欄 (収入印紙は消印しないでください)
不登録年月日	

歯科技工士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

登録番号	第	号	登録年月日	昭和年月日	平成年月日	年	月	日
------	---	---	-------	-------	-------	---	---	---

登録都道府県名 都道府県※コード番号
府県

技

変更を生じた事項										
※コード番号	変更前				変更後(第1回)				変更後(第2回)	
本籍 (国籍)	都道府県				都道府県				都道府県	
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)	(名)				
氏名										
(旧姓)			(旧姓)							
旧姓併記の有無	有・無				有・無					
通称名										
生年月日	昭和年月日	平成年月日	年	昭和年月日	平成年月日	年	月	日		

変更の理由

上記により歯科技工士名簿訂正・免許証書換え交付を申請します。

年月日

電話番号 () 住所 〒 郡道府県

氏名

受付印

厚生労働大臣
指定登録機関代表者 殿

※印の欄は記載しないこと。

様式第一号（第四条の一関係）

様式第二号(第四条の二関係)

記入	登録番号
不要	再交付年月日

歯科技工士免許証再交付申請書

登録番号	第	号	登録年月日	昭和	年	月	日
------	---	---	-------	----	---	---	---



登録都道府県名	都道府県	※コード番号
---------	------	--------

※コード番号	□□□
本籍 (国籍)	都道府県

ふりがな (氏)	(名)
氏名	
(旧姓)	
通称名	

性別	男
	女

生年月日 昭和 平成 令和 西暦	年	月	日	※	□□□	□□□	□□□
------------------------------	---	---	---	---	-----	-----	-----

免許取得格 資格	昭和 平成 令和	年	月	施行	歯科技工士試験合格	受験地
-------------	----------------	---	---	----	-----------	-----

上記の歯科技工士免許証を(破った・汚した・失った)ので関係書類を添えて免許証の再交付を申請します。

年 月 日

電話番号	()
住所	〒 都道府県
氏名	

受付印

厚生労働大臣

指定登録機関代表者 殿

※印の欄は記載しないこと。

様式第三号（第五条関係）

様式第三号(第五条関係)

歯科技工士業務従事者届

氏名	性別	年齢	歳
住所			
歯科技工士名簿登録	番号		
年月日			
業務に従事する場所	1 歯科技工所		
	2 病院又は診療所		
	3 歯科技工士学校又は養成所		
	4 事業所		
5 その他			
所在地			
名称			
備考			

(注意)1. 該当する数字を○で囲むこと。

2. 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。

3. 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。

4. 昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

様式第四号(第七条関係)

歯科技工士国家試験受験願書					
収入印紙 (消印しないこと。)					
氏名				性別	
	男	女	受験番号	※	
生年月日 明治大正昭和平成合和	年月日	本籍 (国籍)	(都道府県)	受験希望地	
都道府県 市郡区					
(郵便番号一) 電話番号()					
養成施設名					
最終学歴 年卒業(見込)					
受験資格 (該当項目に○印をつけること。)	資格該当項目			添付書類	
	法第14条	第1号該当		卒業証明書	
		第2号該当			
		第3号該当		※歯科医師国家試験等を受けることができる者である旨を証する書類	
第4号該当		厚生労働大臣による受験資格を認定する書類			
連絡先	電話番号()			(内線)	

上記により、歯科技工士国家試験を受験したいので申し込みます。

令和 年 月 日
厚生労働大臣 指定試験機関代表者

氏名

- 備考 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 該当する不動文字を○で閉むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かい書ではつきりと記入すること。
 4 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。
 5 卒業証明書については、学校・養成所の長の発行に係るものであること。
 6 ※の書類については、①大学等卒業証明書、②実地修練終了証明書、③厚生労働大臣による歯科医師国家試験の受験資格を認定する書類等とし、①②についてはそれぞれ学校・実地修練実施施設の長の発行に係るものであること。
 7 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第五号(第十四条関係)

(表面)

第 号 歯科技工士法第27条第2項の規定による 身分証明書	写
氏名	真
年 月 日 生	
年 月 日 発行	
都道府県	
(保健所設置市又は特別区) (印)	

(裏面)

歯科技工士法(昭和30年法律第168号)抜 き 第27条 都道府県知事は、必要があると認 めるときは、歯科技工所の開設者若しくは は管理者に対し、必要な報告を命じ、又 は当該吏員に、歯科技工所に立ち入り、 その清潔保持の状況、構造設備若しくは 指示書その他の帳簿書類を検査させる ことができる。 2 前項の規定によつて立入検査をする当 該吏員は、その身分を示す証明書を携帶 し、かつ、関係人の請求があるときは、 これを提示しなければならない。	3 第1項の規定による権限は、犯事捜査のため認められたものと解してはならない。 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 四 第27条第1項の規定による報告を怠 り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏 員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した 者 注 保健所を設置する市又は特別区にあつ ては、歯科技工士法第21条第1項の規定に より、前記都道府県知事の権限は市長又 は区長が行うこととなつてゐる。
---	---